

## TOP NEWS

## 健康経営の取組み 歯科・カフェ・ジムの三刀流ウェルネス施設で健康改善



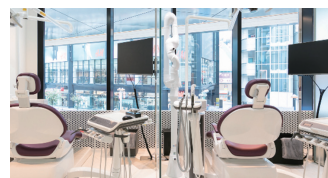
社労士法人では社員が心身ともに健康に、そして高いパフォーマンスを発揮し続ける健康経営を目指しています。本年は福利厚生の方針の枠組みで、歯科・カフェ・ジムの併設した複合ウェルネス施設「ANDELTA(アンデルト)」の利用を開始しました。社員たちはANDELTAの管理栄養士やスポーツトレーナー、歯科医師などの専門家から、自身の健康状態について精度の高いフィードバックを受け、なりたい自分に向けた身体のメンテナンスについて行動を起こすきっかけになりました！福利厚生の方針設計や健康経営についてもぜひご相談ください。

## カフェ 管理栄養士による食生活アドバイス

施設内のカフェメニューも考案している管理栄養士より、どんな食事をどんなタイミングで食べているかなどの実態に基づき、すぐに取り組みそうな食生活改善のアドバイスが受けられました。

## 歯科 3Dで口腔環境がわかる、「見える検査」

歯の健康だけでなく、3D画像やレントゲン写真で口腔環境が見える化。口腔環境が健康に与える影響を踏まえ今後の治療やメンテナンスについて教えてくれます。



## ジム コンディショニング理論に基づく指導

3Dボディスキャナーや体組成計で精密に身体を数値化！実際に動いて身体の機能を確認してくれます。目的に合ったストレッチやトレーニング、姿勢改善指導を体験しました。



## TOPICS

## 税理士法人 ITパスポート全員取得



この度、税理士法人の全社員がITパスポートを取得しました！ITパスポートは、ITリテラシーに加え、経営・法務・マネジメントに関する幅広い知識が網羅できる国家資格の一つです。税務知識はもちろん、IT活用を前提とした現代においてビジネスの基盤となる知識をもってお客様をサポートすることを目指しています。

なお、弊社にはDXのプロフェッショナル(ITコーディネータ)も2名おります。業務やシステムの不便を解消し、事業を円滑に進めるサポートも可能です。ぜひご相談ください。

## 日経マネー「プロが指南する“賢い相続もめない相続”」特集

日経マネー令和6年1月号より、税理士法人代表の内藤が相続特集の全4回を監修協力いたしました。相続の実務を担う現場のプロが実例をもとに解説を行う人気のコーナーで、具体的な解決策や制度の賢い活用方法を指南します。毎号、見開き2ページにわかりやすく解説しています。ぜひ手に取ってご覧ください！

## ■日経マネー掲載内容

号	タイトル
R6.1	相続の最新動向 生前贈与が激変！新制度にも実は「裏ワザ」あり
R6.2	相続の最新動向 生前贈与が激変！(2) 定番節税ワザに隠れた落とし穴
R6.3	相続の実例 遺産分割への不満が裏目 相続のはずが贈与税まで発生！
R6.4	相続の実例 遺産を残したくない親族 認知症が招いた思わぬ“母娘対立”

※協力記事については税理士法人に直接お問い合わせください。

## よくある「社長のワンマンショーな会議」(「社長、それやめませんか」より)

今回より、令和4年12月に日経BPより出版された私の著書「社長、それやめませんか」より抜粋してお話したいと思います。先日ある会社の役員会で社長が「社員が会議の出席が負担だと言っている」とこぼしたとき、私は「社長に詰められるのが負担なのでは?」と言って社長を困らせてしまいました(笑)ということで今回のテーマは会議です。

### ●何となく集まって会議をしている、ワンマンショーな会議

中小企業においては昔から何か問題が起きたときにみんなで集まって話し合いをしてきた文化があるため、きちんとした会議運営ができていないケースが見受けられます。何となく時間に集まり、社長の「そろそろ始めよっか」の声かけて何となく始まり、積極的に発言する人、意見は持っているが

発言しない人、聞かれたときだけ発言する人がそれぞれの時を過ごす。社長が“強い”会社は、独演会の説教タイムが続く、社員にとってはつらいだけの会議があったりします。社長としては「いつも意見が出ていないから、オレが話す場になってしまっている」と言うのですが、それは「意見があっても、言えない雰囲気になっている」ことが多いです。肩間にしわを寄せ、腕組みして報告書を眺めていればそんな雰囲気が出来上がります。

### ●毎月、しっかり数字を見続ける

会議では「何か問題が起こっていないか」を重点チェックするには有効です。そんな会議の中でも、月次決算報告会は重要です。月次決算報告会は、前月分の試算表や損益推移表を基に、「報告→質問→課題の抽出→解決」という流れの中

でPDCAサイクルを回すというものです。「会計事務所から渡された試算表を見ても素人には分からんよ」と話す社長もいますが、毎月数字を見ていけば慣れてきますし、経験則で情緒的に判断していた意思決定が試算表の読み合わせをしていくうちに、より理論的、合理的なものになっていきます。

まずは前月比、前年比から増減を分析し、原因を追究していくことから始めれば問題点が浮き彫りになります。それを12回繰り返すと13回目が決算報告となり、翌期にどうアクションを取るのか決めることになります。社長のコメントはみな聞き飽きている場合が多いので、外部の専門家からズバツと指摘してもらうのも効果的です。



税理士法人  
代表・税理士  
内藤 克

## ルビー祝と相続登記義務化

### ●ルビー祝

2月24日の土曜日に四谷の上智大学において、卒業40周年を記念した「ルビー祝賀会」がおこなわれました。過去3年間はコロナ禍のため開催されませんでした。1983年卒業組は幸運にも開催されて、懐かしい仲間たちとの交流ができ、40年前の思い出やその軌跡を共有しました。

上智大学のソフィア会では、卒業15年は銅祝、25年は銀祝、50年は金祝として卒業生のお祝いを長年続けてきましたが、50年の金祝のお祝いには参加者が加齢のためか、とても少ない状況でした。そこで、その打開策として考えられたのが、この40周年の「ルビー祝」なのです。

今回のルビー祝には、過去最高の350名が参加し、銀祝から15年経った近況を語り合う中で、大企業の社長になった者、大学教授になった者も

いて、とても刺激を受けました。

### ●相続登記義務化始まる

ところで相続登記の義務化が施行され、今まで埋もれていた相続登記もしなければならないという風潮になってきています。不動産の所有権登記名義人の祖父の死亡により相続が開始したものの、その相続登記が未了のまま父が死亡し、その相続人である子まで死亡してしまっているケースもめずらしくありません。これは、いわゆる数次相続ですが、それに加えて代襲相続であったり、養子縁組、相続放棄が絡んでくると、一筋縄では解決できません。

そこで令和6年4月1日から施行されている相続登記の義務化について、再度おさらいしておきましょう。

・相続(遺言含む)によって不動産を取得した相続

人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

・遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

・これらについて、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。

・令和6年4月1日以前に相続が開始している場合でも、3年間の猶予はありますが義務化の対象になります。



司法書士事務所  
司法書士  
西田 誠

## 続「健康経営」進行中!!

社労士法人では昨年、「リラクゼーションデイ」を設定し健康経営の第一歩を踏み出しました。そして健康経営2年目となる今年は、「リラクゼーションデイ」に加えて社員の健康を見直す取り組みを開始しましたので、ご紹介したいと思います。

### ●新たな健康経営スタート

歯科医院・ジム・カフェが一体となった渋谷にある複合施設「ANDEL」の協力のもと、歯科医師による歯科検診とクリーニング、管理栄養士による栄養指導、トレーナーによる運動指導を個々に実施し、それぞれの社員の状況に応じた指導をしてもらう取り組みを開始しました。

### ●生産性向上のために

ある調査結果によると、デスクワーカーの約

半数が何らかの症状を抱えており、薬によって症状を緩和させている状態だそう。このように問題を抱えながらも業務を行っている状態を「プレゼンティーイズム」と言い、完全に仕事を休む欧米人と比較すると日本人に多いタイプようです。プレゼンティーイズムによる生産性の低下は明白で、厚生労働省の試算によると一人当たり年間50万円から70万円の損失となっているとのことです。

デスクワークが多い我々の職場においても同様の問題が見受けられるため、不安要素を少しでも軽減することを目的に、なかなか自分からは行動に起こせない社員へのきっかけとなればという思いで、この取り組みを始めました。

### ●「気づき」から「改善」へ

移動時間も含めると1人4時間強の時間を要しますが、任意ではなく全員参加とし、業務時間中

に実施したことも工夫の一つです。貴重な業務時間を費やしての受診でしたが、今回の成果は、各社員それぞれに「気づき」があったことだと思います。今まで意識をしていなかったことや目を背けていたことに気付くきっかけとなり、どのようなトレーニングを行えば良いかなど、社員ごとに指導してくれることで健康への関心が強まったと実感しています。

今回は同じ内容で9月に実施予定です。今回の受診で、「気づき」を得てから自分の課題も見つかったはず。次回9月の受診時には、今回の課題に対して少しでも改善された結果が見られることを楽しみにしています。



社会保険労務士法人  
代表・社労士  
戸澤 摂子

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<http://s-arc.com/>